

(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 3 月 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社レノバに対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：秋田県由利本荘市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大105,600kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令 和 5 年 9 月 7 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令 和 5 年 1 1 月 2 1 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令 和 5 年 1 1 月 2 8 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令 和 7 年 9 月 1 8 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令 和 7 年 1 1 月 1 4 日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 2 月 5 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令 和 8 年 3 月 9 日

問合せ先：電力安全課 小西、植田
電話：03-3501-1511（内線：4921）

(別紙)

(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電機の機種、配置のほか、工事の規模等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な影響が懸念される。
このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水質の調査に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、調査地点及び手法の見直しを行った上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域は、ガン、カモ、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。
このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、調査手法等の妥当性等を検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 魚類及び底生生物の調査に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、調査地点及び手法の見直しを行った上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。